

一般社団法人日本木造住宅産業協会近畿支部 御中

大阪府（産業廃棄物指導課）
大阪市（産業廃棄物規制グループ）
堺市（環境対策課）
豊中市（事業ごみ指導課）
高槻市（資源循環推進課）
枚方市（環境総務課）
八尾市（産業廃棄物指導課）
東大阪市（産業廃棄物対策課）

建設廃棄物に係る元請責任について（依頼）

日頃は、廃棄物行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて今般、大阪府警察本部より別添のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の違反事例について、情報提供及び周知等の依頼がありました。

本事例は、不動産流通事業などを営む大手企業が元請である住宅外構工事において、元請業者から下請業者へ産業廃棄物の収集運搬・処分を含めた工事一式が委託され、この下請業者からさらに委託を受けた者が廃棄物を投棄したものです。

また、この工事及び同じ元請業者によるマンション内装工事の下請業者は、産業廃棄物の収集運搬業の許可を持たないのに産業廃棄物の処理を含めて受託しており、元請業者は許可を持たない者への委託禁止違反、下請業者は許可を持たない者の受託禁止違反で法人及び役員等が検挙されたもので、元請業者が排出事業者責任を果たしていれば防げるものでした。

貴団体におかれましては、建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者が排出事業者として法に定める基準に従い適正に取り扱うよう、会員の皆様に改めて周知いただくとともに、建設廃棄物の適正処理等について、会員を対象とした研修等の実施をご検討いただきますようお願いいたします。

なお、啓発リーフレットを大阪府ホームページに掲載しておりますので、会員の皆様への周知にご活用ください。

また、会員を対象とした研修等については、講師の派遣ができる場合がありますので、その際には以下の問合せ先あて御相談いただきますよう併せてお願いいたします。

< 参考 >

- 啓発リーフレット『建設工事が出る産業廃棄物は「元請業者」に処理責任があります』
<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/29478/00000000/motouke.pdf>（大阪府ホームページ）

【問合せ先】

大阪府 産業廃棄物指導課
排出者指導グループ 担当：小西、山口
電話番号 06-6210-9570



別 添

生環第450号
平成30年9月13日

大阪府環境農林水産部

循環型社会推進室産業廃棄物指導課長 殿

大阪府警察本部生活安全部生活環境課長



建設廃棄物に係る元請責任の徹底のための指導強化等について（依頼）

平素は、警察行政に御協力を賜りお礼申し上げます。

先般、不動産流通事業などを営む大手企業が元請である住宅外構工事で発生した廃棄物が不法投棄された事件が発生しました。本事件については、当府警において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反（不法投棄禁止）で被疑者3名を検挙しました。また、この工事及びマンション内装工事で発生した廃棄物について許可を有する処理業者への委託を行わなかった元請業者の法人及びその役員等計5名を同法律違反（許可を持たない者への委託禁止）で検挙、さらに、許可を持たないのに元請から廃棄物の処理を受託した下請け業者2法人及びそれらの役員等計5名を同法律違反（許可を持たない者の受託禁止）で検挙した上、過日、大阪地方検察庁に送致したところであります（事件の概要は別紙）。

本事件では、元請業者から下請け業者へ、産業廃棄物の収集運搬・処分を含めた工事一式が委託され、さらにこの下請け業者から委託を受けた自営業者らが、廃棄物を山中に投棄したものであります。また、元請業者において違反に関与した役員等は、元請である自社が排出事業者であることの認識が薄く、実際に工事を行う下請け業者が許可業者と契約すれば良いと認識していた旨の供述をするなど、法に定める処理業者への委託が適正になされなかったことが不法投棄の原因となっております。

建設工事で発生する産業廃棄物については従前より、原則元請業者が排出事業者に該当する旨が国の通知により示され、平成23年4月施行の法改正により明記されたところですが、今回の事件を踏まえ再発防止のため、建設業者、特に不動産取引に伴い各種工事を施主から受注する業者において、元請責任の遵守の一層の徹底が必要であります。

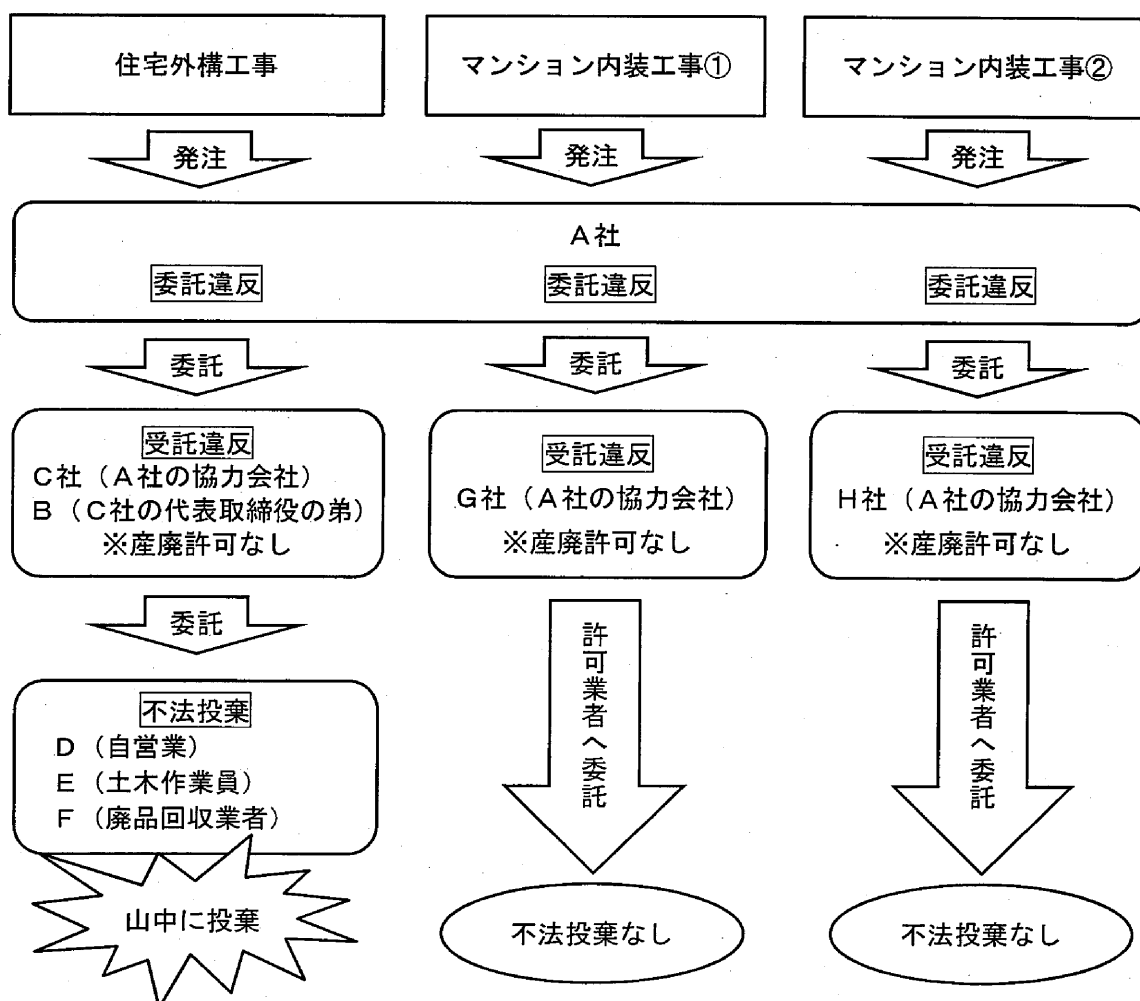
つきましては、同種違反の防止を図るため、関係する業者への指導を強化していただきますようお願いいたします。また、関係業者が加盟する主な業界団体へ本件について周知し、各団体における会員を対象とした研修の実施等について依頼いただきますようお願いいたします。さらに、業界団体へ加盟していない業者も多数存在することから、建設業許可申請の機会を捉えた業者への個別周知について、建設業許可所管部局へ依頼していただきますようお願い申し上げます。

以上

（生活環境課指導係 電話 06-6943-1234 内線 34150）

1. 事件の概要

- 不動産・建設・リフォーム事業を営むA社（東証第二部上場）が元請となった住宅外構工事で発生した産業廃棄物が不法投棄された。
- Bは、Bの兄が代表取締役でA社の協力会社であるC社の名義を使用し、産業廃棄物の収集運搬・処分を含めた工事一式をA社から受託した。A社は受託者が産業廃棄物処理業の許可を持っているかどうかを確認せず、結果的に許可を持たない業者に産業廃棄物の処理を委託した。
- Bは、受託した産業廃棄物の収集運搬・処分を含めた工事一式を、ブローカー経由でD（自営業）に委託した。
- Dは産業廃棄物の始末に困り、E（土木作業員）から「安く処分できる」と持ちかけられ、E及びF（廃品回収業者）に指示し、山の中に投棄した。
- また、A社は他の2件のマンション内装工事について、C社と同様の協力会社であるG社及びH社に、産業廃棄物の収集運搬・処分を含めた工事一式を委託した。その際G社及びH社が産業廃棄物処理業の許可を持っていないにもかかわらず、許可の有無を確認しなかった。



2. 被疑者の供述より

①A社（委託違反）：専務取締役、建装部部長、同部次長、同部課長 等

- ・下請け業者が、産業廃棄物の処理業者と契約しておれば大丈夫という認識だった。
- ・4, 5年前に行政指導を受け、元請業者として許可業者に委託しマニフェストを交付するなどの通達を出したが周知徹底されていなかった。下請け業者が、収集運搬や処分の許可を持っている業者に委託すれば問題ないと、解釈を誤っていた。
- ・協力業者に許可があるかどうか確認せず、無許可の業者に委託していた。今までこのように、工事請負の基本契約を交わしている協力業者に委託していた。
- ・産業廃棄物の処理については、実際に工事を行う下請け業者がマニフェストを発行し、処分すれば良いという認識だった。登録されている協力業者に委託すれば、産廃の処理手続きはクリアされているものと思い、許可の有無は確認していなかった。
- ・客から内装工事を受注した自社が元請業者となることは理解していたが、元請責任や自社が許可業者と契約しなければならないことまでは知らなかった。

②G社及びH社（受託違反）：支店主務、取締役

- ・A社から内装工事等の委託を受けた際、産業廃棄物の処理の許可を有していなければならないことは知らなかった。自社で契約する産業廃棄物の処理業者に処理等をさせれば良いと思っていた。
- ・自社は産業廃棄物処理の許可を持っていないので、産業廃棄物の収集運搬や処分を含めた内装工事一式を請けてはいけないことは知らなかった。
- ・自社では産業廃棄物の収集運搬や処分業の許可のある業者と契約を結んでいたので大丈夫と思っていた。
- ・A社から依頼された内装工事では、自社が契約する産業廃棄物処理業者へ廃棄物の処分をお願いしていた。A社からの指示どおりに業務を行ってきたが、それが違法になるとは認識不足だった。

③D、E、及びF（不法投棄）

- ・金がなくどのように処分しようか悩んでいたところ、安くて処分できると持ちかけられ、処分させた。
- ・いつも、金がない等と言うので、安く処分できるところを知っていると持ちかけると、どっか処分してきてと言われ、山の中の住宅等もあまりなく、車もあまり通っていない場所に、畳や生木を捨てた。
- ・捨ててきてくれと指示され、2箇所から出た廃棄物を山の奥の方に捨てた。



生環第450号
平成30年9月13日

大阪市環境局環境管理部産業廃棄物規制担当課長
堺市環境局環境保全部環境対策課長
豊中市環境部事業ごみ指導課長
高槻市産業環境部資源循環推進課長
枚方市環境部環境総務課長
八尾市経済環境部産業廃棄物指導課長
東大阪市環境部産業廃棄物対策課長 殿

大阪府警察本部生活安全部生活環境課長



建設廃棄物に係る元請責任の徹底のための指導強化等について（依頼）

平素は、警察行政に御協力を賜りお礼申し上げます。

先般、不動産流通事業などを営む大手企業が元請である住宅外構工事で発生した廃棄物が不法投棄された事件が発生しました。本事件については、当府警において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反（不法投棄禁止）で被疑者3名を検挙しました。また、この工事及びマンション内装工事で発生した廃棄物について許可を有する処理業者への委託を行わなかった元請業者の法人及びその役員等計5名を同法律違反（許可を持たない者への委託禁止）で検挙、さらに、許可を持たないのに元請から廃棄物の処理を受託した下請け業者2法人及びそれらの役員等計5名を同法律違反（許可を持たない者の受託禁止）で検挙した上、過日、大阪地方検察庁に送致したところであります（事件の概要は別紙）。

本事件では、元請業者から下請け業者へ、産業廃棄物の収集運搬・処分を含めた工事一式が委託され、さらにこの下請け業者から委託を受けた自営業者らが、廃棄物を山中に投棄したものであります。また、元請業者において違反に関与した役員等は、元請である自社が排出事業者であることの認識が薄く、実際に工事を行う下請け業者が許可業者と契約すれば良いと認識していた旨の供述をするなど、法に定める処理業者への委託が適正になされなかったことが不法投棄の原因となっております。

建設工事で発生する産業廃棄物については従前より、原則元請業者が排出事業者に該当する旨が国の通知により示され、平成23年4月施行の法改正により明記されたところですが、今回の事件を踏まえ再発防止のため、建設業者、特に不動産取引に伴い各種工事を施主から受注する業者において、元請責任の遵守の一層の徹底が必要であります。

つきましては、貴市において、同種違反の防止を図るため、関係する業者への指導を強化していただきますようお願い申し上げます。なお、大阪府へは別途、関係する業者が加盟する主な業界団体への周知等について依頼しております。

以上

（生活環境課指導係 電話 06-6943-1234 内線 34150）